平成27年度の国民健康保険税

世帯所得600万円以下の人については免除を継続します

平成27年度の国民健康保険税（国保税）の税率は下表のとおりです。納税通知書は７月15日に発送予定です。

	医　療　分	支　援　分	介護分（40～64歳の人）
所 得 割	8.06％	2.00％	2.14％
資 産 割	18.61％	4.61％	5.82％
均 等 割	40,900円	10,100円	11,500円
平 等 割	30,800円	7,600円	6,200円

また、平成27年度国保税は、上位所得者を除き、平成23年３月11日に広野町に住所を有していた人および警戒区域などから転入した人については、全額減免となります。上位所得者とは、基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯です。

問 税務課　賦課係　☎0240-27-4160

国民健康保険と後期高齢者医療

平成27年８月１日以降の窓口負担などの取り扱い

国民健康保険・後期高齢者医療における平成27年８月１日以降の窓口負担の取り扱いについては、今月、平成26年分の所得判定を行います。

所得判定の結果、600万円超の世帯の加入者は一部負担金の免除が終了します。600万円以下の世帯の加入者には、平成27年８月１日から平成28年２月29日までの「一部負担金免除証明書」を届け出の住所あてに郵送します。また、介護保険の介護サービス利用料についても、平成28年２月29日まで免除を継続します。

問 町民保健課　医療年金係　☎0240-27-2113

電話による受診勧奨をします

特定健康診査未受診者

広野町では、生活環境の変化や長引く避難生活などに伴い、生活習慣病になる人が増加しています。「早期発見・早期治療」は健康管理の基本であり、年に１回自分自身の健康状態をチェックすることが大切です。町は、毎年定期的に総合健診（40歳以上の人は特定健康診査）を実施していますが、受診しない人もいます。

今年度は、町民の皆さんに対する一層の健康管理を図るため、特定健康診査を受診しなかった人を対象に、電話による追加健診のご案内をします。受診勧奨の電話は、町が契約する指定事業者が行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

問 町民保健課　医療年金係　☎0240-27-2113

申込期限が迫っています

広野町金婚祝い

平成27年に金婚を迎えられるご夫婦（昭和40年に結婚した夫婦）は、金婚祝いをお申し込みください。詳しくは、福祉介護課へお問い合わせください。

■対 象 者　町内に住所を有し、平成27年12月31日までに婚姻50年を迎える夫婦および既に資格を得ながらまだ記念品を受けていない夫婦

■申込期限　平成27年７月10日（金）

■申込方法　福祉介護課に必要書類（申込書、戸籍抄本など）を提出してください。広野町に本籍があるご夫婦は、申込書のみ提出してください。

問 福祉介護課　生活福祉係　☎0240-27-2115

東日本大震災時に避難指示区域に住所があった人

国民年金保険料免除などの審査時に所得審査をしません

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年３月11日時点で住所を有していた人は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除および学生納付特例を審査するとき、所得の審査をしません。

■対象となる期間

①免除・若年者納付猶予
平成27年７月分～平成28年６月分

②学生納付特例
平成27年４月分～平成28年３月分

上の期間より前の期間について、これまで免除などの申請をしなかった人も免除などを申請することが可能になりました。ただし、申請できる期間は、申請した日からさかのぼって２年１か月前までの期間です。

■対象となる市町村

①田村市、②南相馬市、③川俣町、④広野町、⑤楢葉町、⑥富岡町、⑦川内村、⑧大熊町、⑨双葉町、⑩浪江町、⑪葛尾村、⑫飯舘村

■免除申請に関する注意点

①免除申請が承認された期間の年金額は、保険料を納付した場合の年金額の２分の１で計算されます（平成21年３月分までは３分の１計算）。

②このため、免除申請が承認された期間は、10年以内であれば、後から保険料を納付（追納）することができます。追納した期間の年金額は、保険料を納付した場合と同じに計算されます。

③免除申請が承認された期間から３年度目以降に追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

④国民年金基金に加入している人については、免除申請が承認されると国民年金基金を脱退することになりますので、ご注意ください。

■免除申請の手続き

国民年金保険料の免除を希望する人は、避難などを理由にするときも国民年金保険料免除申請書の提出が必要です。申請書に必要事項を記載のうえ、市町村役場またはお近くの年金事務所へご提出ください。また、本人が提出できない場合は「委任状」が必要です。

問 日本年金機構　ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165（ナビダイヤル）
☎03-6700-1165（ＩＰ電話からかけられます）

10月以降に通知カードを送付

マイナンバー制度導入のスケジュールをお伝えします

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されるまでのスケジュールについては、次のとおり予定をしています。

①平成27年10月以降　広野町から、広野町に住民票のある人に対して、その人の*1住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送付します。

②平成28年１月　マイナンバーの利用開始
税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用を開始します。申請により『*2個人番号カード』を交付します。

※１ 広野町では特例により避難先（広報などの送付先）への発送を予定しています。また、通知は簡易書留で送付されますので『住民票の住所』や『避難先』と異なる場所にお住まいの人は、通知を受け取ることができない可能性がありますので、変更した人は登録をお願いします。

※２「個人番号カード」は、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーに加え顔写真が表示されますので、本人確認のための身分証明書として利用できます。

問 町民保健課　戸籍係　☎0240-27-2113